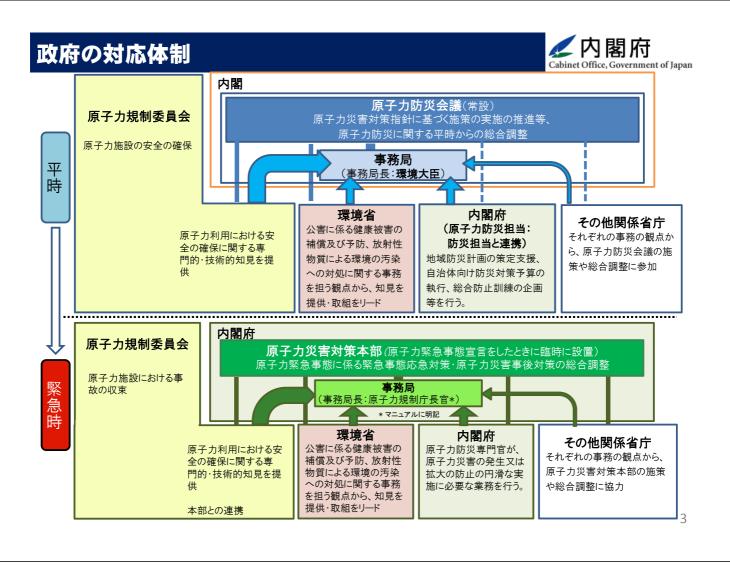


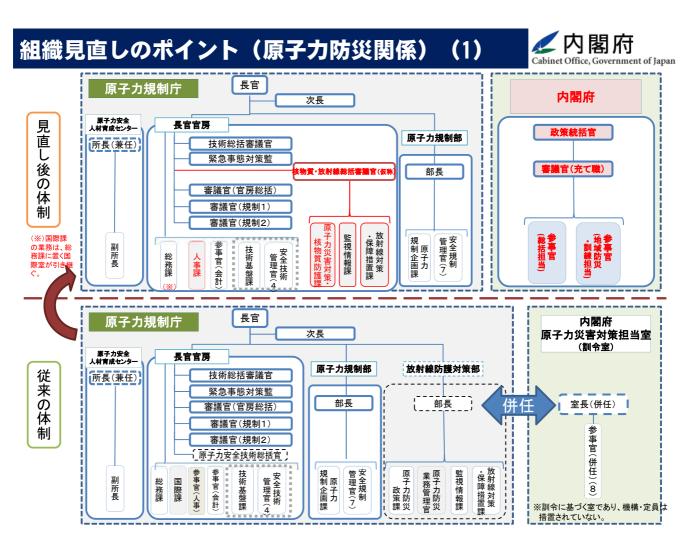
地域防災計画充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付 参事官(地域防災·訓練担当)付



1. 政府の対応体制





組織見直しのポイント(原子力防災関係)(2)



原子力防災会議

議長	内閣総理大臣		
副議長	官房長官、環境大臣、規制委員長		
議員	全大臣、内閣危機管理監		
事務局長	環境大臣		
事務局次長	<u>原子力規制庁長官</u> 環境省水·大気局長		
原子力防災会議幹事会(局長級会合) 議長:原子力規制庁長官			

内閣総理大臣 官房長官、環境大臣、規制委員長 <u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u> 全大臣、内閣危機管理監

環境大臣

内閣総理大臣

<u>内閣府政策統括官</u> 環境省水·大気局長

内閣府副大臣(原子力防災) 内閣府大臣政務官(原子力防災)

原子力防災会議幹事会(局長級会合)

議長: 内閣府政策統括官

副議長:環境省水·大気環境局長

原子力災害対策本部(原子力緊急事態宣言後設置)

本部長	内閣総理大臣		
副本部長	官房長官、環境大臣、規制委員長		
本部員	全大臣、内閣危機管理監		
現地本部長	環境省副大臣又は大臣政務官		
事務局長	原子力規制庁長官		
事務局長代理	原子力規制庁次長		
即反旦巨生今議			

関係局長等会議

議 長:<u>原子力規制庁長官</u> 議長代理:<u>原子力規制庁審議官</u>

副議長:環境省水·大気環境局長



官房長官、環境大臣、規制委員長 <u>内閣府特命担当大臣(原子力防災)</u>
全大臣、内閣危機管理監
内閣府副大臣又は大臣政務官
内閣府政策統括官
原子力規制庁次長

関係局長等会議

議 長: <u>内閣府政策統括官</u> 議長代理: <u>原子力規制庁次長</u>

5



2. 地域防災計画・避難計画の充実に向けた取り組み

地域防災計画充実に向けた国の取組方針



資料2

地域防災計画の充実に向けた今後の対応 (案)

平成25年9月3日 原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい 枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km 圏内の 自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定 が進んでいる。

地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、 避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、 自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的 な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援すること とし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室 を中心に以下の取組を行う。

- (1) 内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所 在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチーム を速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・ 市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2) 原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計 画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

-1-

地域防災計画の充実に 向けた今後の対応

(平成25年9月3日 原子力防災会議決定)

- 原子力発電所の所在する地 域毎に、課題解決のための ワーキングチームを速やかに 設置し、関係省庁とともに、関 係道府県・市町村の地域防 災計画・避難計画の充実化を 支援
- 原子力防災会議及び同幹事 会において、地域防災計画・ 避難計画等の充実化の内 容∙進捗を順次確認

地域原子力防災協議会の設置



▶ オフサイトの原子力防災対策に関する国と地方公共団体との連携強化については、各地 域について、緊急時対応の具体化・充実化に加え、防災訓練やそれに基づく改善などに よるPDCAサイクルを導入することでその活動を強化するとともに、その名称を「地域原 子力防災協議会」と改め、これらを防災基本計画に明確に位置付け (平成27年3月31日)

<変更前>

ワーキングチーム

自治体、関係省庁の担当者が基本構成員 緊急時対応に係る個々の論点について担当 者間で検討

ワーキングチーム特別会合

- 自治体副知事及び各省庁指定職級が出席 ワーキングチームで詰めた内容について参加 者で確認
- ※ 26年9月に川内地域WTで開催

<活動内容>

- ◆ 関係省庁が関係自治体と一体となって、避難 計画、地域防災計画の充実・強化を進めるた め、原子力発電所が所在する13地域ごとに 設置。
- 具体化、充実化が全体として図られた地域の 緊急時対応については、原子力災害対策指 針などに照らして「具体的で合理的」なもので あることを、詳細に確認。
- 確認内容について、内閣府は、原子力防災会 議に報告し、了承を求める。

<変更後>

地域原子力防災協議会

- 各自治体副知事及び各省庁指定職級が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急 時対応の確認等の重要事項を協議

作業部会 ※従来のワーキングチームに相当

- 自治体、関係省庁の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について担当者間で検討
 - 協議会の構成員を補佐

く変更内容>

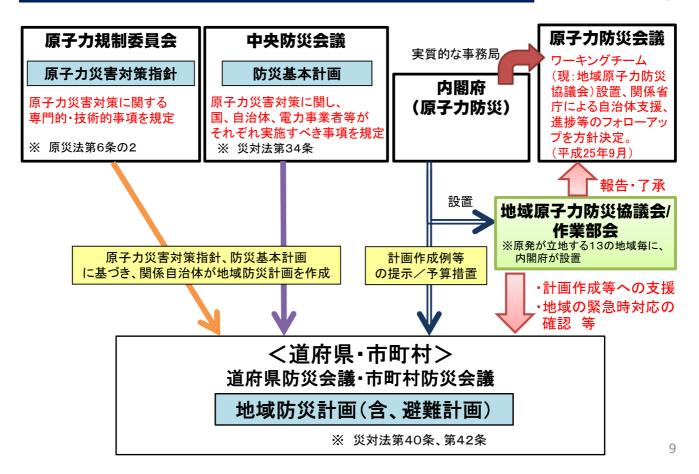
- ◆ これまでの地域防災計画の策定支援等に加え、
 - ①<u>防災訓練の実施</u>
 - ②訓練結果からの反省点の抽出
 - ③ 更なる計画等の改善、

を協議会の活動として追加。各地域の原子力防災対 策の継続的な充実強化を実現する改善のサイクル を導入。

協議会本体を開催した場合には、議事要旨を公表。

地域防災計画・避難計画の作成支援(体制)





地域原子力防災協議会の設置状況

人内閣府

- > 実用発電炉が設置されている地域それぞれに設置 (13地域)
- ▶ 主な構成メンバーは、原子力災害対策重点区域に入る道府県をはじめ、内閣府、関係機関など。地域防災計画や避難計画の充実化に向けて、地域ごとに課題を検討



地域防災計画・避難計画の策定状況



平成27年9月末現在

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数	備考
泊地域	13	13	13	
東通地域	5	5	5	
女川地域	7	7	2	平成26年12月宮城県が「避難計画 (原子力災害) 作成ガイ ドライン」を策定。
柏崎刈羽地域	9	9	3	平成26年3月、新潟県が「原子力災害に備えた新潟県広域 避難の行動指針 (Ver.1) 」を策定。
東海地域	14	13	0	平成27年3月原子力災害に備えた茨城県広域避難計画策定
浜岡地域	11	11	0	平成27年7月静岡県が「浜岡地域原子力災害広域 避計画の策定状況」にて方針を表明
志賀地域	9	9	9	
福井エリア	23	23	23	平成26年8月「福井県広域避難計画要綱」改定
島根地域	6	6	6	
伊方地域	8	8	8	
玄海地域	8	8	8	
川内地域	9	9	9	
12地域計	122	121	84	
		I		
福島地域	13	8	6	平成27年3月「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」改定。同年4月、一部受入施設見直し

注)福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

地域原子力防災協議会における主な支援内容



関係自治体の検討に資する専門的・技術的事項に関する情報の提供

- 「地域防災計画作成マニュアル」の提供
- 市町村が作成する避難計画で基本的項目
- 他地域における取組事例の紹介
- ・ 関連法令、原子力災害対策指針に関する個別技術課題の説明・研修会

輸送事業者との協力協定締結に向けた支援

- 積算で1mSvを下回る地域を対象とした民間輸送事業者による避難輸送 等の支援依頼
- バス運転手向けの研修
- 放射線防護資機材の提供

安定ヨウ素剤の住民への事前配布実施への支援

安定ヨウ素剤事前配布説明会

関係自治体が実施する訓練への積極的参加

- 道府県の原子力防災訓練への参加
- 訓練の教訓に基づく地域防災計画・避難計画等の改定支援
- 各地域の緊急時対応の策定

地域別の「緊急時対応」の策定



助災基本計画において、緊急時対応の策定、確認手続きについて規定。

防災基本計画、第12編原子力災害対策編、第1章災害予防 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策, 災害復旧への備え

- 〇内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域 ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協 議会を設置するものとする。国〔内閣府、関係省庁〕は、同協議会における 要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力 事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方 公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行う のとする。原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて必要な体 制をあらかじめ整備するものとする。
- 〇国[内閣府, 関係省庁], 地方公共団体等は, 各地域の地域原子力防災協議会において, 避難計画を含むその地域の緊急時における対応(以下本編において「緊急時対応」という。)が, 原子力災害対策指針等に照らし, 具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は, 原子力防災会議の了承を求めるため, 同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。

13

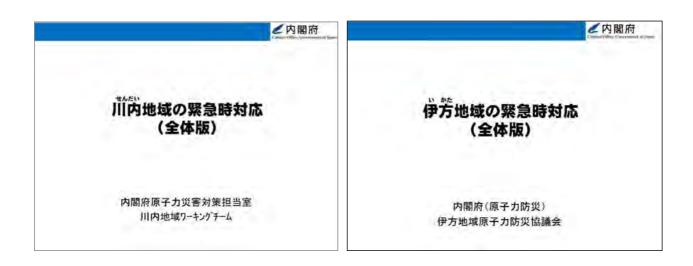
地域別の「緊急時対応」の策定状況



- ▶ 川内地域、伊方地域では、これまで議論されてきた結果を「緊急時対応」として取りまとめ。 【川内地域の緊急時対応】
 - ー「川内地域の緊急時対応」は、第4回原子力防災会議(平成26年9月12日)に報告。

【伊方地域の緊急時対応】

ー「伊方地域の緊急時対応」は、第1回伊方地域原子力防災協議会(平成27年8月26日)に報告。 (今後原子力防災会議に報告予定。)



「緊急時対応」が目指したこと



合理性



- ・ IAEA (International Atomic Energy Agency:国際原子力機関) や原子力災害対策指針に沿って、原子力施設からの距離に応じて、避難をはじめとする防護措置を実施
- ・ 原子力災害固有以外の諸課題(生活物資の備蓄・供給、 避難所への住民受入要領等)については、これまでの 災害対応の枠組みを活用

具体性



- ・ 避難行動要支援者を含む住民の避難や屋内退避の実施 について以下の項目を明確にすること
 - 一具体的な手順
 - 一行政区ごとの避難先の施設
 - ー複数の避難経路
 - -必要な輸送車両の確保策

等

実効性

- ・ 地域コミュニティを重視した計画であること
- 複合災害等を踏まえた柔軟な計画であること
- 訓練の教訓などにより、継続的な改善を推し進めること